

カテゴリー	前回検討会における委員からの意見	主な変更ポイント	変更部分（変更頁・項目）
まちの将来像	まちの将来像を提示した上で、その将来像に向けてどのように進めていくのかをプロセスで示す方が分かりやすい。	まちづくりの目標・方向性の後に将来像を記載した上で、まちづくりのプロセス、整備方針・方策を記載。	13 頁 【第2章第1】4. まちづくりの目標・方向性およびまちの将来像
	まちづくりの目標と方向性とのつながりが見えにくい。	まちづくりの目標と方向性に対応した形で、まちの将来像を記載。	13 頁 【第2章第1】4. まちづくりの目標・方向性およびまちの将来像
まちづくりのプロセス	まちづくりのプロセスの中の各ステップに連続性がみられず、ステップの中で記載された内容以外の項目は、該当するステップまで行われぬ印象がある。	「まちづくりのプロセス」内に、まちづくりの継続性、段階的にまちづくりが行われることを記載。	15 頁 【第2章第1】 5. まちづくりのプロセス
	医療や生活サービスなどの様々な機能や ICT 技術による生活サービスの実施、再生可能エネルギーの利用、地域マネジメント組織の運営など、ステップ3で描かれているものの中に、すぐにでも取り組める内容が記載されている。	具体的な取り組みではなく、各ステップにおけるまちの状態について記載。	15 頁 【第2章第1】 5. まちづくりのプロセス
整備方針・方策	整備方針と整備方策に記載されている内容に重複があり、整理したほうがよい。	整備方針には、包括的な内容を記載し、整備方策には、より具体的な内容を記載。	16 頁 【第2章第2】1. 地区の整備方針 17 頁 【第2章第2】2. 地区の整備方策
学校跡地	地域ごとに必要となる防災設備（防災用井戸など）に関しては、全ての学校跡地にあってよい。	学校跡地は、現在災害時の避難広場に指定されており、地域の防災において重要な役割を担っていることから、公共空地を確保するなど防災機能を維持・向上させることを記載。	22 頁 【第2章第2】2. 地区の整備方策 (3)学校跡地
構想の実現に向けて	「構想の実現」においては、地域マネジメント組織の設置についても記載をしておく必要がある。	「段階的まちづくりの推進」と「実現への協力体制」という2つの項目に分け、「実現への協力体制」において、事業者、町田市、住民のほか、NPO なども含めた協力体制の必要性について記載した。	29 頁 【第2章第3】構想の実現に向けて